

第1399回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成30年9月6日 木曜日
開会 10時00分 閉会 12時10分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 奥野 史子
委 員 鈴木 晶子
委 員 星川 茂一
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫

4 欠席者 なし

5 傍聴者 0人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1398回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

報告3件、議案6件

イ 非公開の承認

報告3件、議案6件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件、人事に関する案件のため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告3件、議案6件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 報告事項

報告 京都市立下京雅小学校及び京都市立楊梅幼稚園の新築工事について
向島中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更について

(事務局説明 小司 教育環境整備室担当課長)

2校分の案件について一括で報告させていただく。

「京都市立下京雅小学校及び京都市立楊梅幼稚園の新築工事」については、平成29年4月に元格致小学校を仮校舎として統合開校した下京雅小学校の校舎と、元有隣小学校に仮移転した楊梅幼稚園の園舎を新築する工事請負契約を締結しようとするものである。

平成27年4月に、醒泉小学校と淳風小学校の関係4学区の代表者から提出された両校の統合を求める要望書を受け、施設整備に係る取組を開始し、以降、同年6月から12月にかけてワークショップを開催し、施設整備に関する検討が重ねられ、平成27年12月に施設整備に係る基本計画を策定した。それ以降は、この基本計画を基に関係部署とともに基本設計・実施設計を進めてきたところである。

工事概要について、工事場所は元醒泉小学校敷地であり、4階建ての小学校校舎と、3階建ての幼稚園園舎を同じ敷地内に建設する。敷地北側には小学校校舎を、敷地南西側には幼稚園園舎を配置する計画としている。別途工事としては、電気設備工事、空調衛生設備工事、グラウンド整備工事を予定している。これらの工事については、本件新築工事とは別に入札を行い、請負業者を選定する予定である。

契約方法は、価格と品質が総合的に優れた内容の提案をした者を落札者とする『総合評価一般競争入札』である。これにより、8月22日付けで「要建設株式会社」と仮契約を締結するに至っている。

施設の特徴について、小学校校舎については、南棟と北棟に分節し、低層の町並みへの調和を図るデザインとしており、棟間に中庭を設けることで光と風を取り込む計画としている。さらに、小学校校舎北棟内には、2階に「総合メディアルーム」を、1階に小規模保育事業へ転用可能な多目的室を整備する。また、環境に配慮した取組として、屋根断熱や複層ガラスの採用により断熱性能を高めるほか、太陽光パネルを設置し、省エネルギー化を図っていく。併せて、敷地の有効活用を図るため体育館を2階に配置するほか、避難所利用を想定して、エレベーター、多機能トイレ及びシャワー室を設置する予定である。また、屋上プール用水の災害時利用を可能とするほか、受水槽や非常用発電機などを設置することで、独立したライフラインを確保する計画である。

本件については、当初、5月市会に提案する予定であったが、4月26日付けで入札

不成立となり、再入札の手続きを進めていた。

再入札について応札はあったものの、9月市会の全日程終了後に着工する場合、平成32年4月の供用開始時期までに、グラウンドの整備工事が完了できない可能性がある。このことから、開校時における建物・グラウンドの同時供用に向けて工期を確保するため、他の議案とは別に、9月市会の冒頭に教育福祉委員会を開催いただき、本件についてのみ前倒しで審議いただくこととしている。

ついては、9月市会にて承認いただいたら、9月下旬には本契約を締結し、同年10月初旬頃に工事に着手して、平成32年3月の竣工を目指していく。本件に係る説明は以上である。

次に、「向島中学校区小中一貫教育校施設新築工事の変更契約」について説明させていただく。

本件は、平成29年5月30日付けで市会の議決を得て契約を締結した「向島中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事」について、「賃金・材料単価等の変動」及び「タイヤ等の地中埋設物の処分」に伴う請負金額の変更に係る変更契約議案を提案するものである。

なお、本件は1度、平成29年11月2日付けで変更契約を締結しており、今回が2度目の変更となる。今後、9月市会にて承認いただければ、契約の相手方である東急・吉村特定建設工事共同企業体と変更契約を締結する予定である。

契約変更の理由について説明させていただく。インフレスライド条項の適用についてであるが、現在の契約は、平成29年3月の公共工事設計労務単価及び材料単価に基づき積算した額を基に締結したものである。しかしながら、契約締結後更なる賃金及び材料価格の変動が生じ、これにより現在の請負金額が不相当となったため、平成30年3月の新単価に基づき積算した額に変更するものである。

次に、地中埋設物の処分による変更についてである。建築予定地の一部において掘削した土壌から、契約当初予測していなかったタイヤ等の地中障害物が発見されたため、これらを適正に処理する必要が生じたため、請負金額を増額変更するものである。

これらの変更に伴い、請負金額を2952万6120円増額し、47億4031万9800円に契約変更するものである。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 インフレスライド条項の適用というのは、よくあるのか。

【事務局】 毎年、3月に国交省から通知があり、それをもとに工事費を積算し直し、請負額の増減を精査するものである。

【笹岡委員】 労務単価の上昇率は、どの程度か。

【事務局】 近年は3～4%である。

【在田教育長】 労務単価と材料単価の上昇率は同じくらいか。

【事務局】 資材の種類は多岐にわたり、それぞれ上がっているもの、下がっている

ものがあり、一概にお示しするのは難しい。

【在田教育長】 請負人からの申し出があれば、新しい単価で工事費の積算を行うこととなっているが、だいたい申し出がある。

【事務局】 京都市では、個別に請負人に説明することになっている。それに応じて、請負側から請求が来る。

【在田教育長】 近年、オリンピックや震災等に伴う人員不足で、入札不調や応札なし等、入札がうまくいかないケースが多く、全体で苦勞している。

報第1号 京都市立安祥寺中学校「体育館・プール複合施設」整備工事について

(事務局説明 嶋本 教育環境整備室担当課長)

本件は安祥寺中学校増築工事請負契約について、教育長専決事項としてあらかじめ市長に意見を申し出たうえ、教育委員会会議で報告し、承認いただくというものである。工事・契約の内容について、説明資料に沿って説明する。

同校の体育館については、昭和48年に建築されたもので、築45年が経過し老朽化が進むとともに、施設規模も狭隘なものとなっている。老朽化が進む体育館については、京都市立小中学校体育館防災機能強化等整備事業基本構想に基づき、改築または改修を進めているが、規模が狭隘な同校体育館については改築、建替え整備を行う。

また、同じく昭和48年に造られたプールについても、老朽化が進むとともに、管理棟や普通教室のある敷地から道路を挟んで立地しており、安全面、生徒指導面の課題を解消し、敷地の有効活用を図るために、体育館・プールを複合施設として整備したい。

入札により業者を決定する予定だったが、入札不成立となったため、地方自治法施行令の規定による随意契約を結ぶこととし、応札者からの見積合わせにより業者を選定し、平成30年9月市会で議決のうえ、本年12月から改築工事を開始し、来年12月に竣工し、来年度の3学期からの供用開始を目指す。電気工事・空調衛生設備工事については、来月の入札により業者を決定し、建築工事と同じく12月から着工する予定である。

これまでの経過についてであるが、昨年5月に設計を開始し、今年5月に設計を完了した。そして、地質調査を昨年6月から9月まで行っている。既存体育館の解体工事は今年4月に開始し、8月に終わっている。

工事の概要についてであるが、体育館・プールの複合施設として、鉄筋コンクリート造の地上3階建ての施設となる。旧体育館面積648㎡が1398㎡になる。アリーナ部分だけで言うと、既存体育館が約500㎡だったものを約640㎡に広げる。

契約方法は、随意契約とし、設計上の金額5億8698万円に対し、株式会社大安組が、5億7888万円の見積額を提示し、随意契約を結ぶこととした。

3施設の特徴についてであるが、配置・平面計画は、既存体育館の跡地に、体育館の上にプールを置く2層構造の複合施設を整備する。避難所となることを考慮し、2階に

は防災備蓄倉庫を設置する。

外観のデザインについては、外壁には木材や茶系統を基調とした色彩の仕上げとし、景観に配慮する。また凹凸や庇、柱、壁で平面に区切りをつけ、旧体育館より大きくなる施設の圧迫感・ボリューム感を低減する。

また、防災や環境に配慮した内容として、外断熱やペアガラスで断熱性能を高める。太陽光発電やLED照明により使用電力を低減し、避難所として停電の際にも照明・電気を使用できるようにする。その他、壁面にみやこ杣木を使用し、市内産木材の利用を推進したり、雨水貯留槽を設置したりする。

今後の予定についてであるが、9月市会で議決のうえ、10月下旬以降、契約・工事説明会など行い、実際の工事着手は12月を予定している。そして、来年12月末に竣工する予定である。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 随意契約に至った経緯について説明いただきたい。

【事務局】 本件工事については、1回目の入札では予定価格超過が2者、入札手続きの不備による無効が1者であったため、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を実施したが、予定価格超過が1者、辞退が1者となり、結果的に入札不調に終わった。工事着手の遅れによる生徒への影響を最優先に検討した結果、本件応札者である3者と見積もり合わせを実施のうえ、地方自治法234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用し、予定価格を下回り、最も低い金額を提示した業者と随意契約を締結した。

【奥野委員】 本件請負業者による、学校施設の工事事例はあるのか。

【事務局】 直近事例では、昨年度に竣工した本件と同様の工事内容である、西大路小学校の体育館・プール複合施設がある。

【星川委員】 随意契約によって業者選定を行ったが、一般競争入札の際の予定価格と異なるのか。

【事務局】 同額である。

オ 議決事項

議題第14号 平成29年度京都市の学校評価について

(事務局説明 諏佐 学校指導課長)

議題第14号「平成29年度京都市の学校評価について」として、お手元に配布している資料を元に、説明させていただく。

学校評価は、本市の「行政評価条例」に基づき、その内容を市会に報告することとされており、9月19日開会の9月市会本会議で「京都市の学校評価システム」の冊子の席上配布による報告を予定している。

本市における学校評価の取組について、「開かれた学校づくり」を積極的に進める中で、学校運営の組織的・継続的な改善、保護者・地域等の参画による学校づくり、教育水準の向上等を目的として、学校・家庭・地域が相互に高め合う「京都市方式」での学校評価を実施している。

具体的な取組として、全市の学校で、本市の学校評価の「4つの柱」を軸とし、学校がアンケートを行う際に、児童には「わかるまでいっしょうけんめい学習に取り組んでいますか」と質問し、教職員・保護者には「子どもは、分かるまで粘り強く真剣に学習に取り組んでいますか」と聞く形で、それぞれの立場から同じ質問内容について、回答が得られるよう質問をそろえ、共通の指標、取組目標として達成度を分析・評価するなどの工夫がなされている。

また、評価結果は、必ず公表しており、全校のホームページに掲載しているほか、学校だより等において、グラフを用いて分かりやすく説明するなど、積極的な公表と説明方法の工夫をしている。

次に、学校評価の全体的な仕組みについて説明させていただく。本市では、学校が主体で行う「自己評価」と、その自己評価の結果を基にして学校運営協議会等が行う「学校関係者評価」を共に行うこととしている。「学校関係者評価」の実施は、法律上は努力義務であるところ、本市では全校で実施している。その際に、「自己評価」に対する評価だけではなく、「学校関係者としての支援策」についても提示していただくこととしており、例えば、家庭や地域で具体的な取組が生まれるきっかけにもなっており、次期学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程」を実践するものとなっている。

また、「第三者評価」の観点から、「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」を設置し、「自己評価」、「学校関係者評価」の取組が有効に機能しているか、外部から評価していただいている。具体的には、学識経験者や保護者代表等からなる検証委員会の委員が学校を訪問し、各校の取組についての聞き取り調査や授業参観を行うことなどにより、外部評価を行っていただき、京都市全体としての取組改善にも御意見をいただいている。

次に、学校評価の効果と課題については、学校を対象に実施したアンケートから分析している。成果としては、児童生徒の学力向上、生活態度の改善、教職員の意識の高まりや組織の活性化、保護者・地域の理解と参画を得た学校づくり等について、約8割の学校で効果を認識している。学校・保護者・地域が連携・協働して進める体制の中で、学校運営が行われている。一方で、課題としては、アンケートの実施や報告書作成に係る事務が煩雑であると感じる学校が多くなっており、アンケートの作成や集計・分析のための「学校評価支援システム」の改修を行い、アンケート帳票の分析時のエラー率を

低減するなど、教職員の負担軽減に努めている。

次に、平成29年度の主な取組4点について説明させていただく。

1点目は、検証委員会による学校訪問である。学校教育活動や学校評価、学校運営協議会の取組に加え、小中一貫教育の取組についても評価の観点とするため、前年度に引き続き、中学校ブロック単位での訪問を岡崎中学校等の2中学校4小学校のブロックと校下に4小学校を有する下京中学校ブロックで実施した。

2点目は、「学校評価支援システム」の運用についてである。児童生徒や保護者・地域、教職員を対象としたアンケートについて、各校がより、効率的かつ多面的に評価・分析を行えるよう、「京都市版 学校評価支援システム」を運用し、学校の評価活動支援をしているところである。

3点目は、「学校評価実施報告書」と「教育指導計画書」の取組の充実を実施している。「学校評価実施報告書」については、各校が設定する評価項目に加え、学校教育の重点に記載している「学校教育において重視する視点」を評価項目としている。また、「教育指導計画書」については、例年、校長をはじめとする人事異動等を考慮し、年度当初に各校に提出を依頼していたが、学校教育目標の達成に向けた具体的な取組の計画・実践・結果の振り返り・次年度の計画への反映というPDCAの流れを鑑み、早期から計画することの重要性から、前年度中に計画・提出を依頼した。

4点目は、「教職員・学校運営協議会委員への学校評価についての周知」として、教職員や学校運営協議会委員の方々を対象とした研修会において、学校運営に保護者や地域の声を反映していくための学校運営協議会のあり方や位置づけ、「学校関係者評価」について改めて説明を行い、「開かれた学校づくり」の中で、学校と保護者・地域の皆様が一体となって、子どもたちを育むことへの協力と御支援をお願いした。

最後に、検証委員会での主な意見について紹介させていただく。

「学校教育目標の振り返りと改善というサイクルや体制は定着してきており、今後は、各校の学校教育目標の実現に向けた取組として、授業力の向上やカリキュラムマネジメントなども、学校評価の観点としていくことが必要」等の新学習指導要領を意識した御意見をいただいた。

また、「PDCAサイクルの“P”に当たる学校が目指す方向性や目標、前年度結果における課題について、年度当初に教職員が共有することが非常に重要」や、「教職員自身が趣旨や目的を理解し、評価の基準等を定め実施する中で、教職員が達成感を持てるものになっているかが重要」等、制度が定着してきている学校評価について、形骸化しないようにとの意見があった。

今年度も検証委員会からの意見や各校での取組を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学校生活をより良いものにするための学校評価の充実に、引き続き努めていく。

以上のとおり、本市学校評価の取組状況について市会へ報告したく御審議をお願いしたい。

(委員からの主な意見)

- 【星川委員】 教職員の授業力の向上やカリキュラムマネジメントの観点は、今後具体的にどの様に取り入れていくのか。
- 【事務局】 教職員アンケートの評価項目に、カリキュラムマネジメントの観点を含めるよう、各校へ周知することを検討している。
- 【奥野委員】 保護者アンケートの回答は必須でしているか。また、働き方改革等も注目されている中、評価項目として検討していただきたい。
- 【事務局】 保護者には児童生徒を通じて配布し、回答をお願いしているが、無記名によるアンケートを実施することがあり、すべての保護者の方から御回答いただいたかどうかを確認することが難しい場合がある。働き方改革の評価項目については、御指摘を踏まえ検討する。
- 【鈴木委員】 開かれた学校という観点から、地域や保護者の方々の声を、アンケート等を通じて聞くということは意義がある。一方で、教育の専門家としての教職員の思いと非専門家である保護者・地域の声を練り上げることは難しいこともあるのでは。
- 【事務局】 保護者・地域の皆様からの御意見と、教職員の回答との間に相違が出ることはある。いただいた御意見をいかに学校教育目標に反映していくか、教職員と連携しながら、管理職をはじめ各校で取り組んでいる。
- 【奥野委員】 学校内の評価活動自体は、「学校評価」が始まる以前から、各教科や部活動など、取組ごとの振り返りという形で行われてきた。学校評価のように定量的なアンケート結果に基づく評価だけでなく、次年度に引き継ぐべき素晴らしい個別の評価方法も残せるようにしていただきたい。

(議決)

教育長が、議第14号 平成29年度京都市の学校評価について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第15号 平成30年度政策評価（教育委員会関連部分）について

(事務局説明 福知 総務課担当課長)

本日は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて実施することとされている「教育委員会による事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」のうち、先程の学校評価に続いて、政策評価及び事務事業評価について御報告させていただく。

本市では、京都市の行政評価条例において実施が定められている、政策評価、事務事

業評価、及び学校評価を、この地教行法に基づく教育委員会による点検・評価に位置づけている。学校評価については、先程議決をいただいたが、残り2つについても、本日議決をいただければ、市長部局等の評価と併せて、9月市会において議会に報告される予定となっている。

政策評価の結果について、議案説明資料1ページを御覧いただきたい。

まず、目的について(1)のとおり記載している。政策評価制度は、京都市基本計画に掲げた政策・施策それぞれの分野において、指標やアンケート調査を基に目的がどの程度達成されているかを把握し、市政の推進に生かすために実施している。結果については、市民の皆様にはわかりやすい形で公表することとしている。

(2)対象と評価手法だが、現在の評価対象は、23年度から10年間の都市経営の基本である「はばたけ未来へ!京プラン」の政策体系をベースに、本市が目指すべき基本的方向である政策27項目、うち教育関連は3項目と、政策をより具体化した行政活動の目標となる施策114項目、うち教育関連は7項目である。

評価の手法だが、客観指標評価と市民生活実感評価の2つの手法による評価を行い、その結果を総合的に勘案し、目標の達成状況をA～Eの5段階で評価している。

客観指標評価とは、統計的な数値で表現した指標を設定し、その目標達成度等で評価するもので、市民生活実感評価とは、無作為に抽出した20歳以上の市民、3,000人に毎年度アンケートを実施し、その結果に基づき評価するものである。いずれもa～eの5段階で評価する。今年度のアンケート回収率は、32.1%となっており、男性は約38%、女性は約59%から回答をいただいている。

(事務局説明 福井 総務課企画広報係長)

議案説明資料2ページを御覧いただきたい。(1)のとおり、「政策」としては障害者福祉、学校教育及び生涯学習の3つが該当しており、学校教育及び生涯学習の評価は教育委員会が行っている。一方、障害者福祉は保健福祉局が所管しているが、一つの指標について教育委員会が評価を行っている。

続いて(2)を御覧いただきたい。それぞれの政策について計7つの施策が該当している。14障害者福祉では、総合支援学校高等部職場実習の受入企業・事業者数を指標とする「生きがいをもって働くことができる社会づくり」の施策を所管している。

18学校教育では、コミュニティスクールの推進等を指標とする「市民ぐるみの教育の推進」や、小中一貫学習支援プログラム、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果を指標とする「『生きる力』育む教育の推進」等、4つの施策から構成されている。

3ページの、19生涯学習では、「学校における地域の学びの場の創出」や「図書館の利用登録者数」を指標とする「『学びのネットワーク』の拡充」や、ボランティア活動回数を指標とする「学びが社会に還元されるしくみづくり」等で構成されている。

評価の詳細な内容について、公表される様式に沿って説明させていただく。

まず、障害者福祉について、議案別紙1の1ページを御覧いただきたい。1客観指標評価として、政策の客観指標に対する評価と、施策の客観指標に対する評価、そして、2-1にある市民生活実感評価があり、これらを総合的に勘案した結果が、次ページの総合評価となる。

障害者福祉の評価は、客観指標の総合評価aと市民生活実感調査の総合評価cを踏まえ、Bとしている。その総括としては、「市民の実感を広げる必要はあるものの、客観指標評価から、これまでの取組により一定の効果は出ている」「こうしたことを総合的に勘案し、この政策の目的は、かなり達成されている」としている。

今後の方向性だが、③「生きがいをもって働くことができる社会づくり」の3点目に記載しているとおり、総合支援学校において、今後とも、就労機会の拡大に向けた各種の取組や普及・啓発活動を地道に続けていくことによって、一人ひとりの市民にも障害のあるひとの就労の広がりを実感されるよう取組を進めていく。

次に、学校教育について、5ページを御覧いただきたい。同様に政策の客観指標と、施策ごとに設定された客観指標の評価による客観指標の総合評価aと市民生活実感調査の総合評価bを踏まえ、総合評価はAとしている。その総括としては、「その成果が即座に反映されにくいものであるため、引き続き市民の実感の向上に向けて取り組む必要があるが、現時点での市民の実感でもかなり肯定的に評価されている」「こうしたことを総合的に勘案し、この政策の目的は十分に達成されている」としている。

今後の方向性について、①「市民ぐるみの教育の推進」においては、中学校及び小中合同の学校運営協議会を拡大し、学校・家庭・地域の協働体制のもとで、学校運営の改善・充実を推進する等、一層取組の充実を図ってまいる。

また、③「教職員の資質・指導力の向上」については、「京都市教員等の資質の向上に関する指標」に基づいた研修の充実や、教材や研修動画をイントラネット上で配信する「総合教材ポータルサイト」により、教職員の研修機会の充実を図っていく。

続いて、生涯学習については9ページを御覧いただきたい。生涯学習については、客観指標評価のaと市民生活実感評価のbという結果であった。市民アンケートの評価については、学習機会が豊富にあるというのがa評価である一方で、仕事や社会活動に役立っているとか、地域でのまなびの機会の充実等について、c評価となっている。

市民の実感について改善の余地がある状況を踏まえ、10ページの総括に記載しているとおり「各種の取組が市民の生活実感につながっていないことに課題がある」とし、総合的にB評価としているところである。

今後の方向性だが、①「市民だれもが参加できる「学びのネットワーク」の拡充」については、生涯学習の情報検索サイトのコンテンツの充実やSNSサービスの活用、博物館や大学等と連携した多様な学習機会の提供・充実等により、幅広い世代のだれもがいつでもどこでも学び続けることができる環境づくりを推進してまいる。

また、②「学びが社会に還元されるしくみづくり」については、ボランティア活動の更なる機会拡充を図るとともに、豊かな学びの場・機会・人材のネットワークづくりを

進め、地域に根差した生涯学習活動の一層の活性化を図ってまいらる。

各施策については、議案説明資料の2ページから3ページのとおり総合評価はAまたはBとなっているが、各施策の指標の状況や詳細な評価内容については、別紙2に記載されているので、適宜御覧いただきたい。説明は以上である。御審議のほどお願いしたい。

(委員からの主な意見)

【鈴木委員】 評価の指標については変更されているものなのか。例えば、図書館入館者数は、図書館の機能自体は充実していても、社会の変化や時代の流れとともに公共図書館が担うべき役割も変化してきているような場合、適当かどうか今後検討していく必要があると感じる。

【事務局】 指標や目標値については、社会状況の変化に応じ、実態にそぐわなくなった場合や、実績が目標値を大幅に超えている場合には、適切なものとなるよう適宜見直しを行っている。次期京都市基本計画の策定の際に、改めて客観指標を設定していく予定である。

【星川委員】 「学校教育に参画するボランティア数」などについては、全国平均や他都市と比較した数値を示すといったように市民に向けて伝わりやすい発信をした方が良いと感じる。

【事務局】 本市基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げた各政策・施策の状況を統計的な数値等により表現した客観指標であるため、本市における政策・施策の目標達成度等を評価するものとなっている。

(議決)

教育長が、議第15号 平成30年度政策評価(教育委員会関連部分)について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第16号 平成30年度事務事業評価について

(事務局説明 榎木 総務課長)

「政策評価」が、本市がめざすべき政策・施策について、その目的がどの程度達成されているかを評価するものであるのに対して、「事務事業評価」は、それらの目的の実現手段である「事務事業」が適切に執行されているかどうかを評価するものである。つまり、「事務事業評価」を実施することにより、個別の事務事業の年間経費等の客観的なデータを把握し、目標達成度や効率性をはじめ様々な観点からの評価を行うことによって、行政資源の有効配分や経営努力の目標設定など具体的な改善、見直し等を行うことが可能となる。

事務事業評価の評価項目については、まず第1段階として、「市民と行政の役割分担評価」を行う。ここでは行政の守備範囲に主眼をおき、当該事務事業を京都市が引き続き行っていくべきか、民間委託ができないかなどといった大きな方向性を、「公共性評価」「実施主体の妥当性評価」「受益者負担の妥当性評価」の各項目について評価することにより確認する。これにより、行政サービスとして継続していくべきかどうかの判断材料として活用している。

次いで第2段階として、「業績評価」を行う。ここでは事務事業の業績に主眼をおき、「目標達成度」「効率性」「市民参加度及び市民満足度」の各項目について評価することにより、行政サービスの継続的改善を行う判断材料として活用している。また、各事務事業を評価するにあたり、事務事業を「A 一般型」「B 公の施設型」「C 定型・維持管理型」の3つの類型に分類のうえ、評価を実施している。なお、9月市会における評価票公表後になるが、各事業の評価結果を踏まえ、別途指定される事務事業については、第三者評価が公開で実施されており、事務事業の客観性・透明性を確保しながら評価内容や事務事業のあり方について調査や審議が行われている。

次に、教育委員会が所管する事務事業についてだが、対象となる事務事業は2（1）のとおりであり、全部で38事業である。

これらの評価票に関する具体的な評価の状況のうち、まず、市民と行政の役割分担評価について、特に「実施主体の妥当性評価」については、行政専門性、政策的重要性という2つの指標を用いて、4つの類型に分けて評価を行っている。①政策的・行政専門性については、政策的重要度が高く、行政の専門性が求められる事業が該当する。教育委員会が実施する事業の半数以上が該当している。②経常的・行政専門性については、経常的な業務であるが、行政の専門性が必要とされる業務が該当する。教育委員会が実施する事業の15%程度が該当している。③経常的・一般専門性については、経常的な業務であり、民間企業等が持つ一般的なノウハウによって実施可能な事業が該当する。教育委員会の事業においては1事業のみ該当している。④の政策的・一般専門性については、政策的重要度が高い業務であるが、一般的なノウハウによって実現可能な業務が該当する。教育委員会が実施する事業の15%程度が該当している。以上のとおり、教育委員会が所管する事務事業について、ほぼすべてが行政専門性、あるいは政策的重要度が高い事業という評価となっている。

続いて、（3）業績評価における「目標達成度評価」と「効率性評価」についてだが、①目的達成度評価とは、事務事業ごとの目的がどの程度達成できているのかを評価するため、「指標」と「目標値」を設定し、その目標達成割合に応じて「かなり良い」から「かなり悪い」までの5段階評価を行うものである。定型・維持管理型の5事業及び小・中学生就学援助費については、事業の性質上、目標数値を定めることが困難であるため、対象から除外している。設定する指標については、例えばイベント参加者数などの「増加することを目指す指標」と、不登校児童生徒数などの「減少することを目指す指標」がある。平成30年度（平成29年度分）事務事業評価の目標達成度評価については、

「かなり良い」，「良い」と良好な結果となった事業が7割を超えており，評価が「悪い」となった事業は1事業のみ該当している。

評価が「悪い」となったものは，「京都市野外活動施設花背山の家」という事業であり，施設の利用者数の目標を10万人と設定していたところ，平成29年度の利用者数が約6万7千人であったため評価が「悪い」となっている。

当該事業については，昨年度に開催された公開の第三者評価により，主たる利用者である児童・生徒が減少しているという実態があるため目標値を現実的なものに改めるよう御意見を頂いており，見直しの結果，来年度の目標を7万人という現実的な目標に再設定している。その他の事業も含め，今後とも目標の達成に向けた更なる取組を推進してまいります。

次に②効率性評価については，事務事業ごとに，「実施講座1講座当たり」など，主な活動の目安となる単位当たりによして年間経費について，対前年度増減率を算出し，「かなり良くなった」から「かなり悪くなった」までの5段階評価を行っている。あくまで「効率性」を純粹に検証するものであるため，例えば新規事業を開始して年間経費が増加したために「効率が悪くなった」という評価が出たり，事業を縮小した結果「効率がとても良くなった」と評価されたりする場合もある。このように「効率性」の評価だけでは誤解が生じかねないことから，決算額等に特別な事情がある場合には，各評価票内で説明書きを記載するようにしている。

それでは，いくつか特徴的な評価票を御紹介させていただく。

まず評価票「小・中学生就学援助費」については，平成29年度から新入学学用品費の入学前支給を実施しており，決算額が増加しているため，「活動内容」欄に説明書きを追加している。

また，評価票「小・中学校運営費」については，平成29年度に教職員給与費が京都府から京都市に移管されたことにより，経費が大きく増加した結果，効率性が「かなり悪くなった」と判定されている。

このように，全ての事務事業について継続性のある基準で評価できているものではないが，今回の評価結果を受け，今後とも，事業実施における効率性の向上も考慮しつつ，教育環境の充実に関する取組をさらに推進してまいります。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 「実施主体の妥当性評価」において，経常的業務であり，民間企業等が持つ一般的なノウハウによって実施可能な事業であると評価された「生涯学習情報提供システム」については，今後どのようにしていく予定か。

【事務局】 当該事業については，すでに外部に委託している事業であり，今後も引き続き委託していく見込みである。

(議決)

教育長が、議第16号 平成30年度事務事業評価について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第17号 教育に関する事務に係る平成29年度京都市一般会計決算について

(事務局説明 榎木 総務課長)

平成29年度の一般会計歳出における教育費の支出済額、いわゆる教育費決算額は、1041億4330万円となっている。このうち、建物等施設整備費が約105億円であり、さらに、人件費が約792億円である。なお、人件費については、小学校・中学校・総合支援学校の府費負担教職員の給与費が平成29年度から本市に委譲されたことを受け、前年度からおよそ600億円の大幅な増となっている。

平成30年度への繰越額については、24億9970万円となっている。これは、学校の新增改築事業や修繕にあたり、学校教育活動への配慮や隣接者等との調整に時間を要し、工事の進捗が遅れたことによるものである。

不用額については、20億9930万円余りであり、教職員の退職手当の実績減など人件費で14億円、学校等の施設整備における入札減等で4億円、就学援助費の認定率減少による支給実績減等9000万円などによるものである。

平成29年度の決算の概要、各項目の内訳等については資料に記載しているので、御確認いただきたい。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第17号 教育に関する事務に係る平成29年度京都市一般会計決算について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第18号 教育に関する事務に係る平成30年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明 榎木 総務課長)

今回の補正予算については、本市が所管する学校園並びに教育施設が保有するブロック塀等について、地震等による倒壊被害を未然に防止するため、安全性等の観点から、撤去・改修するために必要な経費として、10億8800万円を増額補正するものである。

去る、6月18日に発生した大阪府北部地震では、高槻市において、倒壊した学校施

設のブロック塀の下敷きになり小学生が亡くなるという痛ましい事故が発生し、全国的にもブロック塀の安全性について大きな関心が寄せられているところであり、本市においても、所管するすべての学校園・教育施設が保有するブロック塀等について、長さ、高さ、控え壁の状況、傾きや劣化の状況等、専門の業者による調査を改めて実施したところである。

教育委員会が所管するブロック塀は、213施設、総延長約33kmに及ぶため、現況の危険性や緊急性等により優先順位をつけて計画的に実施する考えであり、今回の補正では、高さや控え壁の状況、劣化の程度等を考慮し、特に緊急性が高く、今年度、撤去・改修に着手する必要がある93施設の工事経費10億4600万円と、優先度が次に高く、平成31年度に行う約70施設の工事の設計に要する経費4200万円の計10億8800万円を計上している。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 以前に報告したブロック塀対策に関する経費を補正するものである。9月補正予算においては、本件以外にも、台風21号による被害についても検討中である。

(議決)

教育長が、議第18号 教育に関する事務に係る平成30年度京都市一般会計補正予算について、各委員「異議なし」を確認、議決。

その他、議案1件に係る会議録については、人事に関する案件のため、非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

8月30日 小P連はぐくみ委員会・中P連親まなび委員会合同学習会

9月1・2日 ミュージアムキッズ!全国フェア

9月2日 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト京都地区大会

9月3日 「STOP i tきょうと」試行実施開始

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時10分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長